

財団法人建設業振興基金役員の在任年齢規程

平成17年9月30日規程第8号制定

(目的)

第1条 この規程は、財団法人建設業振興基金（以下「基金」という。）の役員の在任年齢について定めることを目的とする。

(在任年齢)

第2条 役員の在任年齢は、原則として70歳までとする。

(特例措置)

第3条 前条にかかわらず、当該役員の知識及び経験が基金の業務運営上特に必要である場合は、評議員会の承認を得て在任年齢を延長することができる。

附 則

この規程は平成17年10月1日から施行する。ただし、本規程制定時点で、定める在任年齢を越える役員が在任する場合は、経過措置として、当該任期中は本規程の適用を除外する。